

事務連絡  
令和3年5月18日

関係機関・関係団体の長 殿

四国運輸局総務部総務課長

令和3年度農薬危害防止運動の実施について

標記について、別添のとおり連絡がありましたので、よろしくお取り計らい  
願います。

国官總第18号

令和3年5月17日

本省局長等 殿  
地方局長等 殿  
独立行政法人の長 殿

國土交通省大臣官房長

(公印省略)

令和3年度農薬危害防止運動の実施について

標記について、別添のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局長、農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長より協力依頼がありましたので、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。





薬生発0427第4号  
3消安第560号  
環水大土発第2104274号  
令和3年4月27日

国土交通省大臣官房長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
農林水産省消費・安全局長  
環境省水・大気環境局長  
( 公印省略 )

#### 令和3年度農薬危害防止運動の実施について

厚生労働省、農林水産省及び環境省では、関係省庁の御協力の下に、毎年、農薬危害防止運動を実施し、農薬の安全かつ適正な使用についての啓発等に努めてきたところです。

本年も間もなく本格的な農薬使用の時期を迎えることから、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底するため、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を策定し、これに基づいて、来る6月1日から3か月間を農薬危害防止運動期間として、全国的に農薬の安全かつ適正な使用を推進することとしています。

つきましては、貴職におかれましても、農薬の安全かつ適正な使用の推進に御協力いただきますようお願いします。

特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬が使用される場合には、散布した農薬の飛散による住民、子ども等の健康被害を防止するため、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）に基づき農薬が適正に使用されるよう、施設管理担当者並びに関係部署及び関係団体に対し、改めて周知・指導をお願いします。

なお、本年度の運動につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施するほか、外出自粛などの各都道府県等の状況に応じて、可能な取組を進めることとすることを申し添えます。

別紙

農薬危害防止運動実施要綱

目 次

第 1 趣旨 .....	3
第 2 名称 .....	4
第 3 実施期間 .....	4
第 4 実施主体 .....	4
第 5 運動のテーマ及び重点指導項目 .....	4
1 運動のテーマ .....	4
2 重点指導項目 .....	5
第 6 実施事項 .....	5
1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発 .....	5
(1) 広報誌等による普及啓発 .....	5
(2) 啓発資料の配布や情報配信、講習会等を通じた普及啓発 .....	5
(3) 指導・周知が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発 .....	6
(4) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等 .....	6
2 運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施 .....	6
3 農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等 .....	6
第 7 新型コロナウイルス感染症への対応 .....	7
別添：指導等における留意事項 .....	8
1 農薬による事故を防止するための指導等 .....	8
(1) 農薬使用時の事故防止対策の周知 .....	8
(2) 農薬の保管管理及び適正処理に関する指導 .....	13
(3) 農薬使用者の健康管理 .....	14
(4) 事故情報の把握 .....	14
2 農薬の適正使用等についての指導等 .....	14
(1) 農薬使用基準の遵守及び使用履歴の記帳の徹底 .....	14
(2) 販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導 .....	17
(3) 無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導 .....	17
(4) その他の留意事項 .....	17
3 農薬の適正販売についての指導等 .....	18
(1) 農薬販売者に対する指導 .....	18
(2) 販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導 .....	19

(3) 無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導	19
(4) インターネットを利用した農薬の販売に対する指導	19
(5) 農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導	20
4 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携	21
(1) 蜜蜂の被害防止対策	21
(2) 水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策	24
(3) 土壤くん蒸剤による水質影響の低減対策	24
別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例	25
別記1：農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項	26
別記2：農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策	30
別記3：毒劇物たる農薬の適正販売強化対策	33

○

## 第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対しきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化等に努めてきたところである。

しかしながら、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出される事例が依然として確認される状況にある。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

加えて、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用される事例も確認され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止のための運動を実施する。

なお、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施するほか、外出自粛などの各都道府県等の状況に応じて、取組を柔軟に進めることとする。

## 第2 名称

農薬危害防止運動（以下「運動」という。）

## 第3 実施期間

原則として、令和3年6月1日から同年8月31日までの3か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

## 第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

このうち、国にあっては、地方農政局等の職員を活用し、都道府県、保健所設置市及び特別区と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあっては、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となって協力体制を整備するとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を取り入れ、運動の活発化を図るとともに、取組の効果の検証に努めるものとする。

国は、各都道府県等での取組の効果を検証し、優良な取組事例、取組内容の工夫等を全国レベルで共有することにより、農薬の適正使用に係る指導を充実させるとともに、次年度以降の運動の実効性をなお一層高めるよう努めるものとする。

## 第5 運動のテーマ及び重点指導項目

全国の関係者が一体となって運動に取り組むことを目的として、昨年度までの農薬の適正使用に係る指導の過程等において明らかになった地域の課題を踏まえ、下記のテーマ及び重点指導項目を設定し、運動を展開する。

### 1 運動のテーマ

これまでの取組の中で、依然として、周辺住民や農作物等への飛散防止対策、住宅地等における農薬の適正使用等に十分な配慮がなされているとは言えない場面が見られること等を踏まえ、令和3年度の運

動のテーマは、令和2年度に続いて、「農薬は、周りに配慮し、正しく使用」に設定する。

また、平成30年12月1日に施行された改正農薬取締法において、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるよう努める（一部抜粋）」とされたことを踏まえ、改めて、農薬の適正使用等に関する必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供等を通じて農薬使用者の自発的な知識・理解の向上や農家の適正使用を図っていくことを念頭に置きつつ、本運動における適正使用を周知する媒体（ポスター、リーフレット等）において、引き続き、「農薬を知る。理解する。適正に使う。」（令和元年度の運動テーマ）についても、周知に努めることとする。

## 2 重点指導項目

「別添：指導等における留意事項」のうち、以下の項目については、近年継続して農薬の使用に伴う事故・被害等が発生していることから、重点的に指導すること。

- ① 農薬ラベルによる使用基準の確認と使用履歴の記帳の徹底（別添の2の（1）の前段及びア）
- ② 土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理の徹底（別添の1の（1）のウ）
- ③ 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策の徹底（別添の1の（1）のエ）
- ④ 誤飲を防ぐため、施錠された場所に保管するなど、保管管理の徹底（別添の1の（2）のア）

## 第6 実施事項

### 1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

#### （1）広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等の多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

#### （2）啓発資料の配布や情報配信、講習会等を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者、さらには地方公共団体の施設管理部局等、施設内の植栽管理のために病害虫

防除を委託する可能性のある者等を対象として、農薬の安全かつ適正な使用、農薬の適正販売、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する啓発資料の配布又は電子メール若しくはSNS等を活用した情報配信、講習会等により、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図ること。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置、地域の医療機関情報等について解説した資料により、理解の増進に努めること。

#### (3) 指導・周知が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発

講習会等の開催や巡回による指導・周知が行き届きにくい農薬使用者に対しても指導・周知の徹底が図られるよう、地域の実情に応じて、生産者団体や作物ごとの部会及び出荷先に加えて、農産物直売所、青果市場、農薬販売店等を通じた情報発信を行うこと。

また、無人マルチローターを利用して農薬散布を実施する場合、通常よりも高濃度の農薬を使用する可能性があるため、農薬の適正使用に関して十分理解しておくことが必要である。このため、無人マルチローターの関係団体、メーカー、販売店、教習施設等に対して、無人マルチローターを用いる農薬使用者への、普及啓発資料の配付や講習会参加の呼びかけを要請すること。

#### (4) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一、事故が発生した場合の処置体制について万全を期するよう努めること。

### 2 運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施

農薬による危害の防止、農薬の適正使用等に係る指導、普及啓発のために実施した活動、重点指導項目として位置付けた事項への取組状況等について、実施の効果や成果を検証し、次回以降の運動の実効性を高めるよう努めること。

### 3 農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等

農薬による危害を防止するとともに、農薬の適正な使用や販売を推進するため、また、有用生物や水質への影響を低減するために、農薬

使用者、農薬販売者等の関係者に対して、別添に掲げる事項について指導等を徹底すること。

#### 第7 新型コロナウイルス感染症への対応

本年度の運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、講習会等や対面での農薬使用者等への指導については、対面によらない方法で実施する、対面で実施する場合は、時期を変更する、感染防止対策を徹底する等、各地域の実情に応じた柔軟な対応をとるものとする。